

改正後	改正前
<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十三号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第九号、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号に掲げる事項の注記を除く。</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十三号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）とする。</p>

）とする。

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条に規定する四半期財務諸表のうち指定法人が提出する四半期財務諸表以外のものをいう

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

（新設）

。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。第十七条の六第二項に定める事業を行う会社（以下「特定事業会社」という。）により提出された四半期報告書のうち当該事業年度最初の四半期会計期間（四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）の翌四半期会計期間に係るもの（以下「第二四半期報告書」という。）を除く。）に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

三 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二四半期報告書に限る。）又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表の

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

三 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大

うち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

五 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条に規定する四半期連結財務諸表のうち、指定法人が提出する四半期連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書（特定事業会社により提出された第二四半期報告書を除く。）に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

六 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により

蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第一条第二十一号に規定する連結財務諸表のうち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

（新設）

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

提出された第二四半期報告書に限る。)又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

七| (略)

八| (略)

九| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書(特定事業会社により提出された第二四半期報告書を除く。)に含まれる四半期財務諸表(四半期報告書に含まれる当該事業年度の直前事業年度に係る四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書(特定事業会社により提出された第二四半期報告書に限る。)に含まれる中間財務諸表(四半期報告書に含まれる当該事業年度の直前事業年度に係る中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十一| 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書(特定事業会社により提出された第二四半期報告書を除く。)に含まれる四半期連結財務諸表(四半期報告書に含まれる当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条

五| (略)

六| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十二 法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書(特定事業会社により提出された第二四半期報告書に限る。)に含まれる中間連結財務諸表(四半期報告書に含まれる当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された届出書又は四半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

十三・十四 (略)

十五 法第七条、第九条第一項又は第十条第一項(これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出される有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される

(新設)

七・八 (略)

九 法第七条、第九条第一項又は第十条第一項(これらの規定を第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出される有価証券報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する法第

四半期報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十四号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十七 法第二十七条において準用する法第七条（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
。又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第九十三条の二第一項ただし書に規定する

二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第八号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十一 法第二十七条において準用する法第七条（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）
。又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第九十三条の二第一項ただし書に規定する

承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等（開示府令第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

（監査証明を受けないことができる会社の範囲）

第一条の三 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十五条に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百七条第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に相当すると認められる証明を受けた者とする。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）

第二条 法第九十三条の二第二項に規定する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。））、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。））及び四半期連結財務諸表（四半期連結財

承認を受けようとする場合には、承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

（監査証明を受けないことができる会社の範囲）

第一条の三 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十五条に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百七条第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に相当すると認められる証明を受けた者とする。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）

第二条 法第九十三条の二第二項に規定する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。））及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。））をいう。以下同じ。）の監査証明に關

務諸表規則第一条に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。
）をいう。以下同じ。）の監査証明に関する場合に限る。

一〇五 (略)

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（被監査会社が、内国会社（開示府令第一条第二十号の三に規定する内国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第三条及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第三条第三号及び四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。）又は持分法適用会社（被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号及び

する場合に限る。

一〇五 (略)

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（被監査会社が、内国会社（開示府令第一条第二十号の二に規定する内国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第三号及び中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が、外国会社（開示府令第一条第二十号の三に規定する外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表規則第二条第三号及び中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社に相当する会社をいう。以下同じ。）又は持分法適用会社（被監査会社が、内国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号及び中間連結財務諸表規則第二条第七号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号及び中間連結財務諸表規則第二条第五号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第六号及び中間連結財務諸表規則第二条第六号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいい、被監査会社が、外国会社である場合には、連結財務諸表規則第二条第八号及び中間連結財務諸表規則第二条第七号に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七

四半期連結財務諸表規則第二十一条に規定する持分法が適用される非連結子会社及び関連会社に相当する会社をいう。以下同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2
(略)

(監査証明の手続)

第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明は、中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により、四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）の監査証明は、四半期財務諸表等の監査（以下「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うものとする。

2 前項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は

条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2
(略)

(監査証明の手続)

第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明は、中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により行うものとする。

2 前項の監査報告書又は中間監査報告書は、一般に公正妥当と認め

、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基いて作成されなければならない。

3 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一・二 (略)

三 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項

イ 四半期レビューの対象

られる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査又は中間監査の結果に基いて作成されなければならない。

3 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

ロ 実施した四半期レビューの概要

ハ 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第一項第六号に規定する四半期累計期間をいう。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論

ニ 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2～9 (略)

10 第一項第三号イに定める四半期レビューの対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲

二 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

三 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあつたこと。

2～9 (略)

(新設)

11| 第一項第三号ロに定める四半期レビューの概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった四半期レビュー手続を記載するものとする。

一 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

二 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、財務諸表等の監査に比べ限定された手続により行われた旨

12| 第一項第三号ハに定める結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事

(新設)

(新設)

項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は重要な四半期レビュー手続を実施できなかった事実が影響する事項

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨及びその理由

13 第一項第三号ニに定める事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当であると判断した事項について記載するものとする。

14 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ若しくは第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合又は第三号ハに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ若しくは第二号ハの意見又は第三号ハの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならぬ。

（新設）

10 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ又は第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ハの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならぬ。

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第五項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー(以下「監査等」という。)の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後財務局長等に提出しなければならない。

2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一～三 (略)

四 四半期レビューに係る概要書 第四号様式

3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二 (略)

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第四項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査又は中間監査(以下「監査等」という。)の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後関東財務局長(開示府令第二十条の規定により内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。))に提出された法第五條第一項の規定による届出書、法第二十四條第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四條の五第一項に規定する半期報告書に係るものについては、当該財務局長)に提出しなければならない。

2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書又は中間監査報告書の作成日の翌月の末日

二 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五条の二 令第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める

ものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四
半期レビュー概要書とする。

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五条の二 令第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める

ものは、前条第一項に規定する監査概要書又は中間監査概要書とす
る。

第四号様式

四半期レビュー概要書(表紙)

平成 年 月 日提出

____財務(支)局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

____^④
事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧

_____(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210 × 297 ミリメートル)

四半期レビュー概要書

会社名 _____ (番号) _____
公認会計士の氏名又は監査法人の名称 _____

四半期財務諸表 第 期に係る第 四半期会計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
同四半期累計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
四半期連結財務諸表 第 四半期連結会計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
同四半期連結累計期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(2)

第一部 監査人等の概況

- 1 監査責任者等の氏名
- 2 補助者の状況
- 3 監査人等の異動状況
- 4 結論審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等
- 5 監査契約の解除

第二部 四半期レビューの実施状況等

1 四半期レビューの実施状況

従事者の内訳	人数	従事日数又は時間数
監査責任者又は業務執行社員		
公認会計士		
その他		
計		

- 2 四半期レビューの結論
- 3 追記情報の有無及び事由

(記載上の注意)

- (1) 監査概要書に準じて記載すること。
- (2) 連結財務諸表を作成している会社は下2段の四半期連結財務諸表に係る箇所を、連結財務諸表を作成していない会社は上2段の四半期財務諸表に係る箇所を記入すること。